

市立中学校第2学年男子生徒の死亡事案の発生について

1 本事案における子どもへの虐待対応上の課題

- (1) 当該校において2回、父親の暴力による男子生徒の怪我（あざ）を確認したが、児童虐待防止等に関する法律第6条1項による子ども家庭支援センター、児童相談所への通告や、市教育委員会への相談等に至らなかった。
- (2) 当該校に限らず学校の教職員の中には、子どもへの虐待についての感度や早期対応への意識が十分に高められていないことが懸念される。
- (3) これまでも市教育委員会は、各学校において児童虐待防止にかかわる研修を行うよう通知等をし、当該校においても実施されていたが、市立学校全教員の児童虐待防止についての理解を深める市教育委員会主催の研修会は実施していなかった。
- (4) 近隣住民や保護者等から当該校等に対して男子生徒への虐待に関わる情報提供や子ども家庭支援センター、児童相談所等への通告等が行われなかった。

2 再発防止のための対応

下記について当面取り組むこととする。また、当該校からの聞き取り等を考慮し、更なる対応について検討していく。

- (1) 児童虐待防止に関する理解を深めるとともに通告義務の周知を図るために、全教員を対象とする緊急的な市教育委員会主催の研修会を実施する。
- (2) 本事案の教訓を風化させないため、学校管理職、教員等を対象とした、児童虐待防止にかかわる市教育委員会主催の研修会を毎年実施する。
- (3) 学校における児童虐待防止に関する組織的な対応を図るために、全市立学校に児童虐待防止を担当する組織を設置し、会議を定期的で開催させるとともに、市教育委員会及び関係諸機関へ適切な報告を行わせるようにする。
- (4) 教員が児童・生徒の小さな変化についても見落とさないようにするための仕組みを構築する。
- (5) 児童虐待についての対応事例を市教育委員会が集約し、具体的な指導に活かす。
- (6) 子どもへの虐待事案の早期発見・早期対応を図るために、市教育委員会は西東京市要保護児童対策地域協議会との連携を一層深めるとともに、市長部局との横断的な児童虐待防止に関する連絡会を定期的を開催する。

【問い合わせ先】 教育委員会教育部教育指導課（TEL：042-438-4075）